

今後の生命倫理専門調査会のあり方等に関する各委員からの意見

平成18年3月8日

内閣府政策統括官(科学技術政策担当)付
ライフサイエンス担当

1. 今後の議論の進め方

○生命倫理専門調査会の位置づけと生命倫理の基本的考え方について
個々の事例についての対応や判断は文部科学省科学技術学術審議会生命倫理・安全部会を主体とし、生命倫理調査会はそれらとの協力関係のもとで国全体としての指針の策定やその運用や研究・技術の実施にかかる(将来を含む)考え方の方向性を示すようにすべき。

○委員間の情報量の格差
第38回までの本調査会の動向については議事録や資料が公表されていますので、新任委員各自の自主的な勉強は可能ではありますが、それだけで本当によいのかどうか疑問が残りました。新任委員へのレクがあってもよいのではないか。

2. 新しい生命倫理上の課題について

○人体の資源化と被験者保護についての議論
現在、ヒト胚だけでなく、人体の様々な部位の資源化が進められています。人体のパーツがどのような資源として活用されようとしているのか、どこで議論がなされているのかを踏まえたうえで、本来、同じ人間の身体に由来するものとしてそれらを統合したうえで、「人体の資源化」に対する基本的な考え方について検討すべきではないでしょうか。

(死体解剖保存法にもとづく病理解剖遺体、中絶胎児からの資料採取)

○倫理審査委員会
日本の生命倫理に関する指針では、倫理審査委員会の設置規定が述べられていることが多いですが、実際の委員会の運用状況や議論の質には非常に差があることが知られています。

○「コンセント」について
先に挙げたUNESCO「生命倫理と人権に関する世界宣言」の草案作成を担当した国際生命倫理委員会(IBC)では、現在、「コンセント」について宣言に基づき、

あるべき姿の整理を行い、模範例の呈示を含めた報告書の作成を行っています。
「コンセント」の内容については、各指針策定の際にも議論されていますが、時代や国外の状況の変化にも対応すべきと考えられることでもあり、個別の議論を超えて当調査会でも議論することの必要な事項と考えます。

○「社会責任と健康」について

日本においては生命倫理に関する事項として「社会責任」が表立って検討されることは多くなかったのではないかと、と思いますが、生命倫理という概念が社会に普及していくにつれ、個々人の判断が社会の他の構成員に影響が少なくないことも認識されるようになってきています。

○ニューロエシックス

○単為生殖卵由来の細胞及び iPS 細胞について

単為生殖卵由来の細胞及びiPS細胞などのES様細胞は現状ではES細胞指針の対象外である。これらの細胞の研究、利用は今後、進展することが予想される。

○現行の ES 細胞指針は、ヒト ES 細胞を基礎的研究の使用に限定している。しかしながら、ヒト ES 細胞を用いた臨床研究の可能性が高まっており、早急にヒト ES 細胞の臨床研究に関する指針作成に着手すべきである。

○国内で樹立された ES 細胞由来の分化細胞と同様に、海外から譲渡された分化細胞についても取扱うべきとの意見があり、今後、検討すべきではないか。